

—小規模事業者経営改善資金融資— 担保不要・保証人不要・低金利

マルケイ融資制度

事業資金 2,000万円

融資期間 ■**運転資金** 7年以内（据置期間は1年以内）

■**設備資金** 10年以内（据置期間は2年以内）

利率 1.25%（令和5年9月1日～）※利率は変動します。

〔融資の対象〕

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）の個人又は法人
当商工会地区内で1年以上事業を営んでいる方

商工会の経営指導を6ヶ月以上受けている方

所得税（法人税）事業税、住民税等を完納している方

●**運転資金として**

仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなど

●**設備資金として**

工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入など

〔ご用意いただくもの〕

◆法人企業

①前期・前々期の決算書（勘定科目明細書含む）

決算後6ヶ月経過している場合は最近の試算表

②前期・前々期の確定申告書（控）

③法人税、事業税、住民税の領収書 所有不動産評価証明書

④会社の登記簿謄本

⑤設備資金の場合、見積書、契約書など

⑥許認可証の写し

◆個人事業主

①確定申告書及び決算書の（控）2期分（前期・前々期）税務署受付印のあるもの

②所得税、事業税、住民税の領収書又は納税証明書

③設備資金の場合は見積書、契約書など

④許認可証の写し

その他

印鑑—会社・代表者の実印（借入申込書・個人情報同意書作成のため）—

借入申込時での借入金明細書（借入額、毎月の返済額、残高等）

所有不動産評価証明

新規の場合は 住所地の不動産を自己所有の場合は、土地、建物の登記簿謄本

お問い合わせ先

鹿嶋市商工会

〒314-0031 鹿嶋市宮中二丁目1番34号

TEL 0299-82-1919（担当：経営指導員）